# 過呼見しい語うづくり結

「皆さんの手で、美しいまちに!!」

町民の皆さんの地域の環境美化の推進と、清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的に、「大磯町 美しいまちづくり条例」を制定しました。 この条例の中で、町民や事業者、そして町の役割を定めるとともに、皆さんが「守るべき事項」と、それらを守らない場合の罰則などを定めています。

~ 罰則の規定を設けました ~

罰則の適用は、禁止行為の中止や是正に必要な措置を講ずるよう、まず、「指導・勧告」を 行い、その指導・勧告に従わない場合に、町長が指導・勧告に従うように「命令」します。 その命令に従わない場合は、命令違反として警察または検察庁に告訴することになります。 そして裁判所の判決により罰金が確定します。

なお、落書きについては即、告訴となります。しかし、この条例は罰則を目的としたもので はありませんので、罰金までの手続きを通じて、違反者のモラルの向上に努めます。しかし、 モラルに頼るのみでは、条例の実効性が保てない場合を想定し、罰則の規定を設けています。



#### たん、つばの吐き捨ての禁止

道路、公園等の公共の場所等を皆さんが気持ち良く 使えるように、みだりにたん、つばを吐き捨てること を禁止しました。

※違反した場合は、罰金 (2万円以下) が課せら れる場合があります。





#### 日常生活に伴う騒音、 振動又は悪臭の防止

日常生活において、地域の良好 な生活環境を阻害し、不快感を 与える騒音、振動または悪臭に よる公害を発生させることのな いように努めてください。



# 回収容器の設置と管理の適正化

自動販売機により飲食物を販売する者は、空き缶、ペットボトル、紙パック等 を回収するための回収容器を設置するとともに、回収容器が空き缶等であふれ、 周囲に散らかることがないように適切な管理をしなければなりません。

※違反した場合は、罰金(5万円以下) が課せられる場合があります。

必ず置いてね!







## 大磯町美しいまちづくり条例 に関するお問い合わせは、 環境経済課環境美化センター

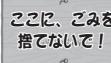
電話 0463-72-4438 FAX 0463-71-8467

e-mail:kankyo@town.oiso.kanagawa.jp

## 土地の適正な管理の確保

土地の所有者は、その土地にごみが捨てられないように努め

てください。また、その土地が樹木 や雑草などが生い茂ることで、周辺 に迷惑を及ぼすことのないように土 地の適正な管理に努めてください。



ここに、ごみを

#### 喫煙マナーの徹底

人が多く集まる広場や公園、人の往来の多い道路、 歩道などの公共の場所での歩きたばこ

や、自転車に乗っての喫煙をしな いように努めてください。

歩きたばこは止めてね!

## 海水浴場内での喫煙を禁止

海水浴場内では、決められた喫煙場所以外で喫煙を 禁止しました。

○問い合わせ 環境美化センター ☎(72)4438

※決められた喫煙場所以外での 喫煙は、罰金(2万円以下)が 課せられる場合があります。



# 空き缶や吸い殻などの ポイ捨てを禁止

ポイ捨ての対象となるものは、缶、ビン、ペットボ トルなどの容器、たばこの吸い殻、チューインガム のかみかす、釣り糸、釣り針、紙くず、レジ袋その 他これらに類する物で、捨てられることによってご みの散乱の原因となるものです。

※違反した場合は、罰金(2万 円以下) が課せられる場合があ ります。



# ふんの放置、投棄を禁止

飼い犬等が公共の場所等でふんをしたときは、放置 したり、投棄したりすることを禁止しました。

※違反した場合は、罰金(2万円以下) が課せられる場合があります。



飼い主の責任だよ!

#### 深夜に発射音・爆発音のする 花火の禁止

深夜(午後10時から午前6時) に公共の場所や他人の迷惑となる 場所で、爆竹やロケット花火など 爆発音を発する花火をすることを 禁止しました。



#### 落書きを禁止

公共の場所や施設、他人の建物、 壁などへの落書きを禁止しました。 ※違反した場合は、罰金(5万円 以下)が課せられる場合があります。 落書きの罰金適用は、指導、勧告、 命令の手続きはなく、即告訴します。



広報おおいそ 平成24年1月 広報おおいそ 平成24年1月